

「太陽光発電設備等共同購入事業」

仕様書

令和4年2月

山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課

「太陽光発電及設備等共同購入事業」
仕様書

【目次】

1. 事業スケジュール	- 1 -
2. 事業内容	- 1 -
3. 施工事業者及び購入希望者の募集の広告等について	- 5 -
4. 実施報告書の提出等	- 5 -
5. その他	- 6 -

この「太陽光発電設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、太陽光発電設備等の普及拡大を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 事業スケジュール

（1）事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和4年5月頃
施工事業者の決定	令和4年6月末～7月初旬
購入希望者の募集終了	令和4年8月末～9月初旬
購入希望者への購入意思の確認締切	同上

（2）事業実施期限

下記に記載の購入希望者の募集開始期限内に購入希望者の募集を開始しない場合は、協定を解除することとする。

購入希望者の募集開始期限	令和4年8月頃
工事完了期限	令和5年6月末

※資源エネルギー庁の審査期間等により期限までに工事完了が困難な場合は、完了予定時期を山梨県（以下「県」という。）へ報告の上、購入者へ説明を行うこと。

2. 事業内容

下記の内容について、実施すること。

（1）事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。
- ウ 支援事業者より選定された工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）及び太陽光発電設備等の購入を希望する山梨県民（以下「購入希望者」という。）からの問い合わせや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。
- エ 実施体制図（県、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

（2）事業実施スケジュールについて

- ア 事業実施スケジュール表を作成すること。
なお、事業実施スケジュールにおいては、別紙2を参考に作成すること。

- イ 事業実施スケジュールにおいては、固定価格買取制度において令和4年度の認定を取得可能なスケジュールとすること。
 - ウ 事業実施スケジュールにおいては、広告の開始から工事完了までの1回の募集スケジュールについて記載すること。
- (3) 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等のプラン作成について
- ア プラン作成については、「太陽光発電設備及び蓄電池」、「太陽光発電設備」、「蓄電池」について作成すること。なお、V2H、HEMS、エコキュート等については、入札の対象とせず、オプションとして設定できるものとする。また、オプションを設定する場合は、市場価格より安い価格に設定し、オプションのみの提供は行わないこととする。
 - イ 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランを作成すること。
 - ウ プランについては、価格低減や購入希望者が選択しやすくするため極力シンプルなプラン及び構成とすること。
 - エ プラン作成については、(ア)～(オ)の内容により作成すること。
 - (ア) 太陽光発電設備については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たし、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、またはパワーコンディショナ定格出力の合計値のいずれかが10kW未満のものとする。また、蓄電池においては、1kWh以上、17kWh未満のものとする。
 - (イ) 太陽光発電設備の設置箇所等については、屋根への設置とし、コストアップにならないシステム構成とすること。
 - (ウ) 太陽光発電設備については、山梨県における住宅事情等を考慮の上、決定すること。
 - (エ) 蓄電池については、令和3年度戸建て住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業（環境省）の蓄電システム登録済み製品一覧に掲載されている製品であること。
 - (オ) 蓄電池については、低容量及び高容量等の複数プラン分けを用意するものとし、パワーコンディショナは、単機能及びハイブリッドタイプとすること。（既存太陽光パネルにおいて、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナに取り換える場合は、既存太陽光パネルに影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。）なお、単機能タイプとする場合は、停電時において太陽光発電設備より充電可能なものとする。
 - オ プランについては、協定締結後、県と協議の上、最終決定すること。
- (4) 広告宣伝について
- ア 広告宣伝計画を策定のうえ効果的な広告宣伝を行うこととし、広告宣伝対象として戸建て住宅所有者を中心に行うこと。
 - イ 地域情報誌、新聞折込及びDM等により広告を行うこと。配布方法は、各戸配布や対象者の集まる施設を中心に配布すること。
 - ウ SNS やオンライン広告等を利用した広告宣伝を実施すること。
 - エ 県広報誌及び地域情報誌等への広告掲載において、県と協議の上、決定すること。
 - オ 施工事業者決定までに県民向けに購入希望者向け説明会（ウェブも可）を実施すること。

また、施工事業者決定後、購入希望者募集に効果的な方法で再度、説明会（ウェブも可）を実施すること。

カ 県及び市町村の広報誌への掲載における掲載原稿制作においては、支援事業者の負担により行うこと。

キ 県が実施する市町村に対する広報依頼に協力すること。

(5) ホームページの構築及び運用等について

ア 本事業に係る Web サイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。

イ Web サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。

ウ Web サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ Web サイトに山梨県環境・エネルギー政策課ホームページへのリンクを作成すること。

オ Web サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。（県の許可を得た場合を除く）

キ Web サイトにおいては、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築することとしアクセス状況について県へ報告すること。

(6) 施工事業者の選定等について

ア 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するため選定基準を県確認のもと作成の上、審査を行うこと。また、選定基準を満たした施工事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。

イ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。

ウ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、支援事業者と同様の応募資格（募集要領 5）かつ下記の要件を満たすこと。

(ア) 施工業者の選定に当たっては、県内事業者が参入できるよう配慮すること。

(イ) 支援事業者は、施工事業者として入札に参加はできないものとする。

(ロ) 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。

(ハ) 建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。

(ニ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険に加入すること（生産物賠償責任保険等）。

(ホ) 施工期間中のあらゆる損害への保険に加入すること（工事保険、請負業者賠償責任保険、労災保険等）。

(ヘ) 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望された場合に信販会社や銀行、その他金融機関に紹介できること。

(ニ) 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。

- エ 入札結果については、県へ報告を行い公表すること。
- オ 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
- (7) 契約当事者について
 - (イ) 委託内容について
 - (ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて
 - (エ) 工事完了期限について
 - (オ) 個人情報保護について
 - (カ) 支援事業者と施工事業者間の契約不履行による解除または解約の扱いについて
 - (キ) 善良なる管理者の注意義務について
 - (ク) 規定外事項について、誠実に協議する旨の条項を入れること
 - (ケ) 裁判管轄について
 - (コ) 関係法令の遵守について
 - (サ) 支援事業者と施工事業者間の責任の区分を明確に明示すること
- カ 施工事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものに該当しない旨の誓約書を受領すること。
- キ 選定された施工事業者は、引き渡し時において、設置した機器の取扱い説明（通常時・停電時）、保守点検及び廃棄に関する説明を行うこと。
- ク 事業に伴う責めにおいては、支援事業者又は施工事業者が負うものとし、県は負わないものとする。
- ケ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、施工事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告すること。
- コ 施工事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、支援事業者が適切に対処し解決するとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告すること。
- サ 苦情やトラブル等については、ケ、コで作成した記録を付して、速やかに県へ報告すること。
- シ 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

(7) 太陽光発電設備等の施工及び検査について

- ア 支援事業者は、太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。
- イ 施工事業者は、業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。
- ウ 工事を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任すること。
- (7) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。
 - (イ) 太陽光発電設備等の施工業務に従事した経験があること。
 - (ウ) 蓄電池の知識を有すること。
 - (エ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。
- エ 支援事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査

を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。

オ 第三者機関においては、次の要件によること。

(ア) 太陽光発電設備について点検及び検査事業を行っているものであり、蓄電池等においても知識を有すること。

(イ) 施工事業者と利害関係にないこと。

(ウ) 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

(8) 問合せ対応について

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること※。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。

カ コールセンター以外への問合せ及び苦情についても対応すること。

キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

※ コールセンターは、苦情については、対応した日時、場所、内容等を記録し、県及び施工事業者へ報告すること。

(9) リスク管理について

事業実施に伴うリスクについては、支援事業者がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

3. 施工事業者及び購入希望者の募集の広告等について

(1) 支援事業者は、広告内容について県と協議して定めるものとする。また、広告に県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。

(2) 支援事業者は、広報用の資料等を県に提供し、県が行う広報に協力するものとする。

(3) 支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

4. 実施報告書の提出等

(1) 支援事業者は、以下のものについて、令和5年7月31日(月)までに県に提出するものとする。

- ア 実績報告書（事業の実施状況、広報計画の実績等）
- イ チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ
- ウ その他、事業実施にあたり行ったアンケート等の集計結果

（２）支援事業者は、（１）ウに記載のアンケート調査について、以下のとおり実施すること。

- ア 購入者及び購入辞退者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。
- イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組みを実施すること。

５．その他

（１）本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに県へ報告し、県と支援事業者が協議したうえで決定する。

（２）県から事業の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。

（３）支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

（４）支援事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に下記の事項について明示すること。

- ア この事業は、山梨県との協定に基づいて、支援事業者の責任において実施するものであること。
- イ 支援事業者は、県を代理する権限を有するものでないこと。
- ウ 県が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。

（５）その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。